

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文

◎ 児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）（抄）
（第四条関係）

※網掛け部分は、平成二十六年四月一日施行。その他は公布日施行。
（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（法第二十条第一項の政令で定める団体） 第六条 法第二十条第一項第三号に規定する政令で定める団体は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人、同法第百十三条第五項に規定する職員団体、同法第百四十条第一項に規定する公庫等、同法第百四十一条第一項に規定する組合、同条第二項に規定する連合会、同法第百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、同法第百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人、同法第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人及び同法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた同法第百四十条第一項に規定する特定公庫等とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（法第二十条第一項の政令で定める団体） 第六条 法第二十条第一項第三号に規定する政令で定める団体は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人、同法第百十三条第五項に規定する職員団体、同法第百四十条第一項に規定する公庫等、同法第百四十一条第一項に規定する組合、同条第二項に規定する連合会、同法第百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人及び同法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた同法第百四十条第一項に規定する特定公庫等とする。</p> <p>2 （略）</p>